本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第一〇号）（総務省）

一　公職選挙法の一部改正関係

1　インターネット等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁等

㈠　ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁

何人も、ウェブサイト等を利用する方法（インターネット等を利用する方法のうち電子メールを利用する方法を除いたもの）により、選挙運動用文書図画を頒布することができることとした。（第一四二条の三第一項関係）

㈡　電子メールを利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布の解禁

(1)　解禁主体

選挙運動用電子メールは、公職の候補者及び政党等（候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等及び確認団体）に限り送信することができることとした（なお、第三者の選挙運動用電子メールについては、従前どおり禁止）。（第一四二条の四第一項関係）

(2)　送信先の限定

選挙運動用電子メールは、次のイ又はロに掲げる者の、それぞれイ又はロに定める電子メールアドレスに対してのみ、送信をすることができることとした。ただし、送信拒否の通知を受けたときは、以後、送信をしてはならないこととした。（第一四二条の四第二項及び第五項関係）

イ　あらかじめ、選挙運動用電子メールの送信を求める旨又は送信に同意する旨を選挙運動用電子メール送信者に通知した者（電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限る。）　当該電子メールアドレス

ロ　政治活動用電子メールを継続的に受信している者（電子メールアドレスを選挙運動用電子メール送信者に対し自ら通知した者に限り、かつ、通知後、全ての電子メールアドレスへの送信拒否をした者を除く。）であって、あらかじめ、選挙運動用電子メール送信者から選挙運動用電子メールを送信する旨の通知を受けたもののうち、当該通知に対し全ての電子メールアドレスへの送信拒否をしなかったもの　送信拒否の通知をした電子メールアドレス以外の電子メールアドレス

(3)　記録の保存義務

選挙運動用電子メール送信者は、次のイ又はロに掲げる場合に応じ、それぞれイ又はロに定める事実を証する記録を保存しなければならないこととした。（第一四二条の四第四項関係）

イ　(2)のイに掲げる者に対し送信をする場合

(イ)　受信者が電子メールアドレスを選挙運動用メール送信者に対し自ら通知したこと。

(ロ)　選挙運動用電子メールの送信の求め又は送信への同意があったこと。

ロ　(2)のロに掲げる者に対し送信をする場合

(イ)　受信者が電子メールアドレスを選挙運動用メール送信者に対し自ら通知したこと。

(ロ)　継続的に政治活動用電子メールの送信をしていること。

(ハ)　選挙運動用電子メールの送信をする旨の通知をしたこと。

㈢　選挙運動用有料インターネット広告の禁止等

(1)　選挙運動用有料インターネット広告の禁止

イ　何人も、公職の候補者又は政党等の氏名、名称又はこれらの類推事項を表示した選挙運動用有料インターネット広告を掲載させることができないこととした。（第一四二条の六第一項関係）

ロ　何人も、選挙運動期間中、イの禁止を免れる行為として、公職の候補者又は政党等の氏名、名称又はこれらの類推事項を表示した有料インターネット広告を掲載させることができないこととした。（第一四二条の六第二項関係）

ハ　何人も、選挙運動期間中、公職の候補者又は政党等の氏名、名称又はこれらの類推事項が表示されていない広告であって、選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告（バナー広告等）を掲載させることができないこととした。（第一四二条の六第三項関係）

(2)　政党等に関する有料インターネット広告の特例

(1)のロ及びハにかかわらず、政党等（候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等、参議院名簿届出政党等及び確認団体）は、選挙運動期間中、当該政党等の選挙運動用ウェブサイト等に直接リンクした有料インターネット広告（バナー広告等）を掲載させることができることとした。（第一四二条の六第四項関係）

㈣　インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為の解禁

インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為を解禁することとした。（第一七八条第二号関係）

㈤　屋内の演説会場内における映写の解禁等

屋内の演説会場内における映写を解禁するとともに、屋内の演説会場内におけるポスター、立札及び看板の類についての規格制限（縦二七三センチメートル、横七三センチメートル）を撤廃することとした。（第一四三条第一項第四号の二及び第九項関係）

㈥　その他

(1)　インターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出

インターネット等を利用する方法による選挙運動に要する支出について、第三者は、改正前の「電話」と同様、出納責任者の承諾なく行うことができることとした。（第一八七条第一項関係）

(2)　挨拶目的のインターネット有料広告の禁止

改正前の「挨拶を目的とする有料広告の禁止」に、インターネット等を利用する方法による挨拶目的の有料広告の禁止を加えることとした。（第一五二条関係）

(3)　適用関係

イ　文書図画に記載又は表示されているバーコードその他これに類する符号（QRコード等）に記録されている事項で、読取装置により映像面に表示されるものは、当該文書図画に記載又は表示されているものとみなすこととした（ただし、法定記載事項については、バーコードその他これに類する符号による表示は不可）。（第二七一条の六第一項及び第二項関係）

ロ　文書図画を記録した電磁的記録媒体（DVD等）の頒布は、文書図画の頒布とみなすこととした。（第二七一条の六第三項関係）

2　誹謗中傷、なりすまし対策

㈠　電子メールアドレス等の表示義務

(1)　ウェブサイト等を利用する選挙運動用文書図画の表示義務

ウェブサイト等を利用する方法により選挙運動用文書図画を頒布する者は、電子メールアドレスその他のインターネット等を利用する方法によりその者に連絡をする際に必要となる情報（「電子メールアドレス等」）が正しく表示されるようにしなければならないこととした。（第一四二条の三第三項関係）